

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について  
(臨時報告書)

未整備駅名	小山駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：栃木県 市区町村：小山市
路線名	東北本線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	42,880人
鉄道事業者又は軌道経営者	東日本旅客鉄道株式会社
関係自治体	栃木県、小山市

バリアフリー化に関する現状	
橋上駅 新幹線2面3線 1番線(仙台方面：下り) 4、5番線(上野方面：上り) 段差未解消 車椅子対応E S Cを設置 両毛線6、8番線(栃木方面：上り) 東北本線12、13番線(上野、新宿方面：上り) 水戸線15、16番線(水戸方面：下り) 段差未解消 東北本線 9、10番線(宇都宮方面：下り) 段差未解消 車椅子対応E S Cを設置	

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

小山市による自由通路整備計画に合わせて、エレベーター整備を進める予定です。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

早期の工事着手に向けて、現在自治体と調整を図っております。  
なお、新幹線ホームについては、平成22年度にエレベーターを先行整備する予定です。

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

在来線ホームについては、自治体と調整中のため現時点では明確な整備時期は記載できません。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

国の交通施設バリアフリー化補助金制度に基づく地方自治体の負担分(事業費の1/3)について、市町村が負担する額の1/2または事業費の1/6を上限として市町村へ補助を行う。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

小山市では、小山市交通バリアフリー基本構想(平成17年)を策定し、当該駅についても整備を推進しているが、併せて小山駅中央自由通路を計画しており、構内のバリアフリー化についてもJR東日本により自由通路整備と同時に施工が予定されているため整備が遅れている。  
交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度に基づき、設備整備費の一部(事業費の1/3について栃木県と1/2づつ補助)について補助しており、継続してこの枠組の中で補助していきたいため、制度の延伸を望む。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社
都道府県	栃木県
市区町村	小山市